

私の職業奉仕

宮崎北RC会員：落合 雅子

入会間もない頃、クラブの夜間大学で大先輩の岩下哲夫会員が講師となってロータリー精神の話をされた。その中に、「職業奉仕」なる言葉があって、職業を通じて奉仕の理想を推進するというのだが、その意味について全く理解できなかった。「奉仕」という言葉は、対価を得ずに無償で誰かのためになすべき行為と、私は理解していたが、ロータリーではそうではないらしい。己自信が範となる行為をすることによって、周りの人達を良い方向へ巻き込む、まるで車輪が回るように・・・と、私なりに理解したが、果たして正しいのかどうか。

私の職業は、税理士である。一般的に皆さんが感じておられる税理士像は、税金の申告書をつくる人、税金を安くしてくれる人、税務調査のときの用心棒等の類である。

税理士法第一条に、「税理士は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」として、税理士の使命を規定している。つまり、独立した公正な立場において、税務代理を依頼した納税者に阿ねず、一方税務当局側の無理解から納税者を擁護することである。税法に則って、白は白、黒は黒と判断する仕事である。

正しい納税が目的であるから、月次巡回監査と称して、毎月関与先を訪問し、税法や公正妥当な会計基準に則って正しく記帳されているか否かを確認し、間違いがあれば是正させ、月次決算体制を構築している。月次決算体制が構築されているので、利益計画や予想納税額も視野に入りやすいので、資金の準備などの決算対策も早期に着手出来る。

新会社法に、漸く記帳適時性が明文化されたことから、記帳に始まり記帳に終わることが重要であること、また、署という名称の付くところは、警察署、消防署、税務署すべて人を横目で見ると、つまり疑ってかかるころだから、無実の証明をするためにも日々の記帳を正しくするよう指導し、税理士法三十三条の二にある書面添付を実践している。

ある時、関与先の店舗に泥棒が入り、警察に対し金銭を1円単位で被害届

をした際、警察が驚いたので、税理士からいつも厳しく言われていると答えた
と聞いたときは、本当に嬉しかった。承継対策、資産対策や経営革新なども月 次
巡回監査があればこそ事前に備えることが出来るのである。

個人であれ法人であれ、企業は創世記から成長期、安定期と推移し、やがて
衰 退 期を迎えることもある。その場面場面で勉強させて頂いたことや、その
企業に携わる人々も、結婚、誕生、終末と同じように様々に推移する。嬉しい
ときや悲し いときあるいは困ったときに側にいて支援することが出来るのは
税理士冥利に尽きるものである。

と私が言っても、相手のあることだから、私の力不足で道半ばの関与先もあ
る。それは担雪埋井の気持ちで、出来るまでやるをモットーにしている。

税務行政上、最大の汚点となった飯塚事件の被害者飯塚毅先生が、自利とは
利他を言うとして「自利利他」を説いておられたが、自利利他と考えると奉仕
の理想の推進という言葉が腑に落ちた。